



## 事業活動にかかる自動車のリスクをカバー！



自動車事故のリスクに  
選べる補償でぴったりの安心



事業者の皆さまをトータルサポート！



事業活動に伴うリスクやニーズに  
応じた自動車保険で「3つの安心」をご提供！

- 豊富なリスクマネジメントサービスで安心
- 万一の事故の場合も「スムーズな事故対応」と「充実のロードサービス」で安心
- 事業活動にあわせて選べる補償プラン

二輪自動車および原動機付自転車は『自動車保険・一般用』でご契約いただけます。

# 三井住友海上は『自動車保険・一般用』で3つ

# の「もうひとつ上の安心」をご提供します。

もうひとつ  
上の安心

1

▶P3-P4

## 豊富なリスクマネジメントサービスで安心をお届けします。

企業の効果的な事故防止取組には、リスクマネジメントサイクルに基づく対策が不可欠です。お客さまの実態・ニーズに応じた事故防止取組を全面的にサポートします。

<リスクマネジメントサイクル>



当社の自動車リスクマネジメントサービスは、MS&ADインシュアランスグループのMS&ADインターリスク総研株式会社が実施します。

### 当社オリジナルの専用ドライブレコーダーを利用したリスクマネジメントサービス

ノンフリート契約向け

『見守るクルマの保険（プレミアム ドラレコ型）』（一般用）（略称：プレドラ）  
『見守るクルマの保険（ドラレコ型）』（一般用）

運転中の映像記録に加え、万一の事故の際の自動通報機能や  
安全運転をサポートするサービスをご提供します。

※「自動車保険・一般用」に、「ドライブレコーダーによる事故発生の通知等に関する特約」P16 をセットしてご契約を、ご契約のお車に取り付ける専用ドライブレコーダーの機種に応じて「見守るクルマの保険（プレミアム ドラレコ型）』（一般用）または『見守るクルマの保険（ドラレコ型）』（一般用）といいます。

フリート契約向け

ドライブレコーダー・  
テレマティクスサービス

運転中の映像記録に加え、万一の事故の際の  
自動通報機能等のサポートで企業の皆さまの  
事故防止や運行管理取組を支援するサービス  
です。さらに専用インカメラでより高度なサー  
ビスもご提供します。

もうひとつ  
上の安心

2

▶P5-P6

## 万一の事故や故障のときも 24時間365日体制でお客さまをサポートします。

スムーズな解決に導く事故対応

充実のロードサービス

解決実績  
年間約2,253,000件  
1日あたり約6,200件  
(2020年度)

保険金お支払センター  
専門スタッフ  
約5,900名  
(2021年4月現在)



おクレマQQ隊 国内ロードサービス拠点  
約4,300か所  
(2021年4月現在)

事故や故障等でお車が  
動かなくなった場合は、  
現場での応急処置や  
レッカーケン引など、充  
実のロードサービスを  
ご提供します。



もうひとつ  
上の安心

3

▶P7-P8

## 事業活動にあわせて選べる補償プランをご提案します。

多くの方のニーズに応える 基本的な補償 をセットし、事業活動にあわせて オプションの特約 を追加できます。

### 基本的な補償

相手  
への賠償

おケガ  
の補償

お車  
の補償

ロード  
サービス

その他の  
特約

### オプションの特約

各種  
特約

事業活動に伴う  
リスクやニーズに応じて  
お選びいただけます。

\*「お車の補償」「その他」「事業者にかかる補償」の特約からお選びいただけます。

事業活動のリスクは、千差万別。

だから私たちは、豊富なリスクマネジメントサービスと  
事業活動にあわせて選べる補償プランをご提案。

トラブルに直面したときは、

専門スタッフがチーム一丸となって

スムーズな解決に導き、お客さまをお守りします。

これが、三井住友海上が

全国約34,000店の代理店と共にご提供する、  
「もうひとつ上の安心」です。

事業活動にあわせた補償で、しっかり守る自動車保険。  
それが、『自動車保険・一般用』です。

※代理店数（2021年4月現在）



三井住友海上は、  
代理店と共に  
お客さまを  
お守りします。

### 『自動車保険・一般用』をご契約いただく前に

『自動車保険・一般用』は記名被保険者（個人・法人）および用途車種を問わずご契約いただけます。

※1 フリート契約、ノンフリート契約のいずれも対象となります。ただし、記名被保険者が個人のノンフリート契約で、ご契約のお車が自家用8車種の場合、事業にのみ使用するお車に限り契約できます。自家用8車種については、「用語のご説明」P25をご参照ください。

※2 二輪自動車および原動機付自転車は『自動車保険・一般用』でご契約いただけます。

### パンフレットの構成

■『自動車保険・一般用』がご提供する3つの「もうひとつ上の安心」

安心1 豊富なリスクマネジメントサービス ..... P3~4

安心2 万全の事故対応・ロードサービス ..... P5~6

安心3 充実の補償・特約 ..... P7~8

■補償・特約の概要

相手への賠償 ..... P9

おケガの補償 ..... P10~11

お車の補償 ..... P12~14

その他の特約 ..... P15~16

事業者にかかる補償 ..... P17~18

補償・特約に関するご注意事項 ..... P19

■ご契約の際にご確認いただく流れ

①お車を運転する方の範囲について ..... P20  
<運転者を限定する特約と運転者年令条件の設定>

②保険料の決定の仕組みと払込方法等について ..... P21~23  
<等級別料率制度・割引制度・払込方法等>

③フリート契約のご案内(お車が10台以上のお客さま向け) ..... P24

■用語のご説明 ..... P25

■ご注意いただきたい事項 ..... P26

このパンフレットでご案内している補償・特約について、詳細をご確認いただける『<パンフレット別冊>主な補償・特約のご説明』を当社ホームページに掲載しています。

- 補償・特約の詳細
- 被保険者(補償を受けられる方)
- 保険金をお支払いしない主な場合

『<パンフレット別冊>主な補償・特約のご説明』は  
当社ホームページから︕!  
(<https://www.ms-ins.com>)



このパンフレットは、『自動車保険・一般用』<一般自動車総合保険>の概要を説明したものです。補償内容は、普通保険約款および特約によって定まります。詳細は『ご契約のしおり(普通保険約款・特約)』等をご確認ください。また、ご契約にあたっては、『重要事項のご説明』を必ずご確認ください。ご不明な点については、取扱代理店または当社までお問い合わせください。

\*販売用自動車・受託自動車のご契約の場合、取扱いが異なりますので、取扱代理店または当社までお問い合わせください。



# 豊富なリスクマネジメントサービス

で安心をお届けします。

## リスクマネジメントサイクルに基づいた事故防止取組を支援いたします。

企業の効果的な事故防止取組には、リスクマネジメントサイクルに基づいた対策の実施が重要です。  
当社では、お客様の実態・ニーズに応じた事故防止取組を全面的にサポートします。

### リスクマネジメントサイクル

#### 効果の確認

一定の期間ごとに「現状の確認」を実施し、対策効果を確認します。

- <主なサービス・支援ツール>
- ・ビジュアルレポート(事故傾向分析レポート)

#### 対策の実施

各種規定の整備・安全運転教育・事故防止活動・運転者管理などを実施します。

- <主なサービス・支援ツール>
- ・交通安全セミナー(運転者・管理者の方向け)
- ・各種ペーパーテスト

#### 対策の策定

「現状の確認」で明確にした自動車利用の特徴と課題を踏まえ、効果の高い対策を策定します。

それぞれのステップで取組をサポートします。

当社の自動車リスクマネジメントサービスは、MS&ADインシュアラנסグループのMS&ADインターリスク総研株式会社が実施します。

### 支援ツール

#### リスク管理状況の分析をサポート

##### MACS-V

※企業向け

質問にご回答いただくことで自動車事故に対するリスク管理体制を診断するツールです。診断結果に基づいた対策を提案書でご提供します。



#### 事故状況の分析をサポート

##### ビジュアルレポート

※団体・フリート契約者向け

保険金請求された事故のデータを基に、企業の事故傾向をさまざまな角度から分析し、グラフを用いてレポートにまとめたツールです。



#### 事故防止取組の推進をサポート

##### 安全運転啓発ツール

※個人・企業向け

運転者向けの「事故防止教育ツール」や事故防止取組の推進における雰囲気づくり(無事故・無違反カレンダー等の提供)等のツールをご提供します。



## 先進技術を活用したリスクマネジメントサービスを提供いたします。

当社オリジナルの専用ドライブレコーダーやスマートフォン用アプリ(無料)等を利用した先進的なリスクマネジメントサービスでお客さまの安全品質の向上と事故防止取組をサポートします。

### 専用ドライブレコーダーを利用したリスクマネジメントサービス

『見守るクルマの保険(プレミアム ドラレコ型)』(一般用)、『見守るクルマの保険(ドラレコ型)』(一般用)および『F-ドラ』は、DX valueシリーズの対象商品です。

#### DX valueシリーズ

「補償」に加え、保険が持つ新たな価値として、事故・災害に対し「未然に防ぐ」、「影響を減らし回復を支援する」機能を持つサービス一体型商品の総称です。DX valueシリーズの提供を通じて、「安心・安全な社会の実現」に貢献していきます。



#### ノンフリート契約向け

##### 『見守るクルマの保険(プレミアム ドラレコ型)』(一般用)

業界最高水準の機能とサービスをご提供!(略称:プレドラ)

※「業界最高水準」とは、自動車保険業界において同様に提供されているドライブレコーダーと比較したものです。(2021年6月時点・当社調べ)



月額  
850円<sup>(注1)</sup>

- プレドラならではの機能を搭載**
- 360°カメラ
  - 駐車監視機能
  - 常時通報機能
  - 車外持ち出し機能

#### フリート契約向け

##### ドライブレコーダー・ テレマティクスサービス



事故緊急自動通報サービス等により「事故・緊急時」「事故防止取組」「運行管理」の3つをサポートすることで、企業の皆さまに安心・安全をお届けします。さらに専用インカメラでより高度なサービスもご提供します。

#### 特徴① 事故緊急自動通報サービス

事故等で専用ドライブレコーダーが一定以上の衝撃<sup>(注2)</sup>を検知すると、専用安否確認デスクに自動で通報します<sup>(注3)</sup>。



#### 特徴② 事故状況をAIで分析・再現『Ai's』

事故時に当社へ自動送信された映像や位置情報等をAIが分析し事故状況を再現。安心・納得の事故対応に役立てます。



#### 特徴③ 事故の未然防止サポート機能

事故につながりやすい運転を注意喚起する「安全運転支援アラート」、運転傾向を分析・アドバイスする「運転診断レポート」をご提供し、ドライバーの安全運転を支援します。



#### 特徴④ 保険会社ならではの特徴はそのままに『見守るクルマの保険』

を試してみたい!という方には…



#### 『見守るクルマの保険(ドラレコ型)』(一般用) 月額650円<sup>(注1)</sup>

(注1)一般分割・12回払いの場合。

(注2)一般的に走行が困難となる程度(時速30km程度以上で壁と衝突した場合等)の衝撃。車種や車両の重量等の条件によっては、一定以上の衝撃として検知されない場合があります。

(注3)通信状況等によっては、事故の場合でも自動通報されない場合があります。

### スマートフォン用アプリ(無料)を利用したリスクマネジメントサービス

※サービスのご利用にあたって、専用端末の購入とスマートフォン用アプリの双方が必要となります。詳細は取扱代理店または当社までお問い合わせください。



### FOUR SAFETY ~『ながら運転』防止支援サービス~

シガープラグ型の専用端末(有料)とスマートフォン用アプリ(無料)により、  
運転中のスマートフォンの操作を制御するサービスです。

- 専用端末:4,380円(税抜)/台
- スマートフォン用アプリ:無料

#### 特徴① 実効性・即効性のあるサービス

シガープラグ型の専用端末をお車にセットした状態でエンジンをかけると専用端末から発信される電波をスマートフォンが受信し、アプリが起動します。一定速度(約20km/h)を超過するとスマートフォンの操作を制御します。



#### 特徴② 管理者をサポートする機能

企業の管理者は、専用サイトで従業員ごとにスマートフォンの操作が制御されているかをリアルタイムで確認することができます。



事故で不安なお客さまをしっかりサポート!  
**「スムーズな解決に導く事故対応」**

**事故受付センター**

24時間365日対応

※ご契約者さま専用ページや当社ホームページ(<https://www.ms-ins.com>)より、インターネットからも事故のご連絡ができます。

**24時間365日専門スタッフが受付**

事故で不安なときでも、お電話で状況に応じて丁寧にアドバイスします。



**夜間、休日でも、安心の初期対応を実施**

お客さまのご要望に応じて、相手の方や医療機関、修理工場やレンタカー会社などへ、ご連絡いたします。



**事故対応 全国に153か所の拠点を設置!** (2021年4月現在)



**保険金お支払センター**

保険金お支払センターをすべての都道府県に配置!  
お客さまのおそばで、安心の事故対応を行います。



**専門スタッフ** 事故の解決にあたっては、チーム一丸となってお客さまの信頼にお応えします。

示談交渉サービス

紹介ネットワーク

入院まごころ訪問

安心コール・安心レター

お客さまに代わって相手の方との独自のネットワークを活かしてご要望に応じてお客さまのもとを対応の経過をお客さまに定期的に示談交渉を行います。お客様をサポートする弁護士をご訪問し、不安な点などにいち早くお伝えします。

お客様をサポートする弁護士等をご紹介します。



**技術アジャスター**

科学的・工学的な根拠に基づいた「お車の損傷状態」および「事故状況」の確認等を行い、事故の早期解決をサポートします。



**医療アジャスター**

医学的な根拠に基づいた「治療内容」および「ケガの状態」の確認等を行い、事故の早期解決をサポートします。



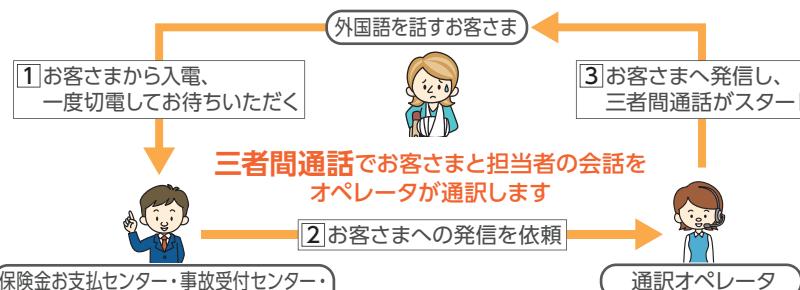
**外国語を話す方、聴覚に障がいをお持ちの方にも安心のサービスがあります!**

**第三者間通話(同時通訳)サービス**

英語、中国語、韓国語、ポルトガル語等17か国語に対応

お客さま・当社担当者・通訳オペレーターの三者が電話回線を同時に接続し、会話することで、スムーズな事故対応が可能となります。

事故受付センター・おクルマQQ隊  
専用ダイヤルの対応時間 24時間(無休)



**手話通訳サービス**

テレビ電話を通じてお客さまとオペレーターが手話や筆談でやり取りし、それを同時にオペレーターが当社担当者へ電話(音声)にて通訳します。リアルタイムにコミュニケーションを取るために、スムーズな事故対応が可能となります。

事故受付センター・おクルマQQ隊  
専用ダイヤルの対応時間 8:00 ~ 21:00(無休)



事故や故障でお車が動かない時もしっかりサポート!  
**「充実のロードサービス」**

**おクルマQQ隊**

24時間365日対応

**故障だ! 車が動かない、どうしよう…**

**応急処置**

おクルマQQ隊  
故障トラブル・  
ガス欠QQサービス

サービス内容  
バッテリー上がり時  
のジャンピング  
1回限り(注1)

ガス欠時のガソリン補給  
(10リットルまで)  
1回限り(注1)

キー閉じ込み時の  
ドアの解錠  
パンク時のスペア  
タイヤ交換

左記以外に、  
現場で30分以内に完了する  
応急修理・軽作業もサービスの  
対象となります!

**突然の故障・トラブル・ガス欠でも、業者がかけつけ応急処置を行います!**

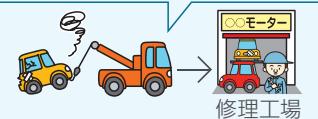
**修理工場までレッカーケン引が必要になった…**

**レッカーケン引費用  
など**

おクルマQQ隊  
レッカーキー  
手配サービス

**レッカーケン引業者がかけつけ、  
レッカーケン引をトータルサポート!**

レッカーケン引は、約500km(注2)まで対応!!



レッカーにかかる次の費用をロードサービス費用特約でお支払いします。  
なお、ご自身でレッカーケン引業者を手配した場合も対象です。

①運搬費用	修理工場までのレッカーケン引費用 ・落輪したお車をクレーン等で引き上げる費用	30万円(注3)を限度に補償
②修理後搬送費用	修理後にご自宅までお車を搬送する費用	②③を合算して 15万円を限度に補償
③修理後引取費用	修理後にご自身でお車を引き取るための交通費	※③のみ自己負担額1,000円あり

**お車がレッカーケン引されても安心!  
宿泊費用や移動費用をサポート!**



ご契約のお車  
が自家用8車種  
の場合のみ

**レンタカー  
費用**

**毎日お車を使う方も安心!  
お車を修理中の  
レンタカー費用をサポート!**



事故や故障等お車が走行できなくなった場合に、レンタカー費用をロードサービス費用特約でお支払いします。  
レンタカー費用 1日あたり7,000円(注4)まで補償

宿泊費用・移動  
費用・レンタカー  
費用を補償の対  
象外にされたい  
場合は、  
移動費用対象外  
特約をご用意し  
ています。

(注1) 保険期間中それぞれ1回(保険期間が1年を超える長期契約の場合は、1保険年度につきそれぞれ1回)のご利用に限ります。

(注2) 提携しているロードサービス提供者における、自家用8車種かつ、車両区分が普通車に該当する場合の実績に基づく当社試算です。実際の作業内容や車種、車両の重量等により、レッカーケン引距離が増減し、自己負担が発生する場合があります。

(注3) 車両保険をセットする場合は、「車両保険金額の10%、または30万円(注3)のいずれか高い額となります。

(注4) レンタカーの借入日数は、次を限度として補償します。①衝突・接触等の事故の場合:最大30日間 ②故障・走行障害の場合:最大15日間

ロードサービス費用特約により保険金を  
お支払いしても、継続契約の等級は下がりません。

右記の場合にはロードサービスを  
ご利用いただけないことがあります。

●自然災害等により、ロードサービスを提供する者が、ロードサービスの提供が困難と判断した場合  
●「専用ダイヤル」への入電が一時に集中したことにより通話ができない場合 等

ご注意ください

●おクルマQQ隊はロードサービス費用特約をセットしたご契約にご提供します。

●おクルマQQ隊をご利用の際は、事前に「専用ダイヤル」にお電話いただくか、「LINE公式アカウント」等からご連絡をお願いします。

**CHECK!! おクルマQQ隊 LINEで受付サービス**

**当社へのご連絡がカンタン!**

LINEのトーク画面上で質問の回答を  
選択・入力するだけで簡単にロード  
サービスを依頼できます。

**Point①**

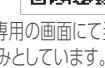
お車の状態を写真で送れる!

**Point②**

説明しづらいトラブル場所は  
GPS位置情報で簡単に連絡ができる!

「三井住友海上 おクルマQQ隊」を  
友だち追加してください!

※個人情報にあたる「氏名」「電話番号」は当社が用意する専用の画面にて当  
社が直接取得し、LINEを経由しない(保存されない)仕組みとしています。  
※LINEおよびLINEロゴはLINE(株)の登録商標です。



**相手への賠償** **おケガの補償** **お車の補償**  
**豊富な オプションの特約** で事業活動

多くの方のニーズに応える基本となる補償・特約をセット **基本的な補償**



**基本的な補償** とは、事故に遭われた場合に、多くの方のニーズに応える基本となる補償・特約をセットした、当社がおすすめするご契約の基本プランです。「基本的な補償」以外でご契約いただく場合、対人賠償保険、対物賠償保険、人身傷害保険または車両保険は任意にセットしていただけます。ただし、対人賠償保険、対物賠償保険、車両保険のいずれか1つを、必ずセットしてください。

(注1) 対物賠償保険付き契約に自動セットされます。ただし、「記名被保険者が法人」または「ご契約のお車が二輪自動車・原動機付自転車」の場合は、任意セットです。  
(注2) 人身傷害保険付きノンフリート契約に自動セットされます。ただし、「記名被保険者が法人」または「ご契約のお車が二輪自動車・原動機付自転車」の場合は、任意セットです。

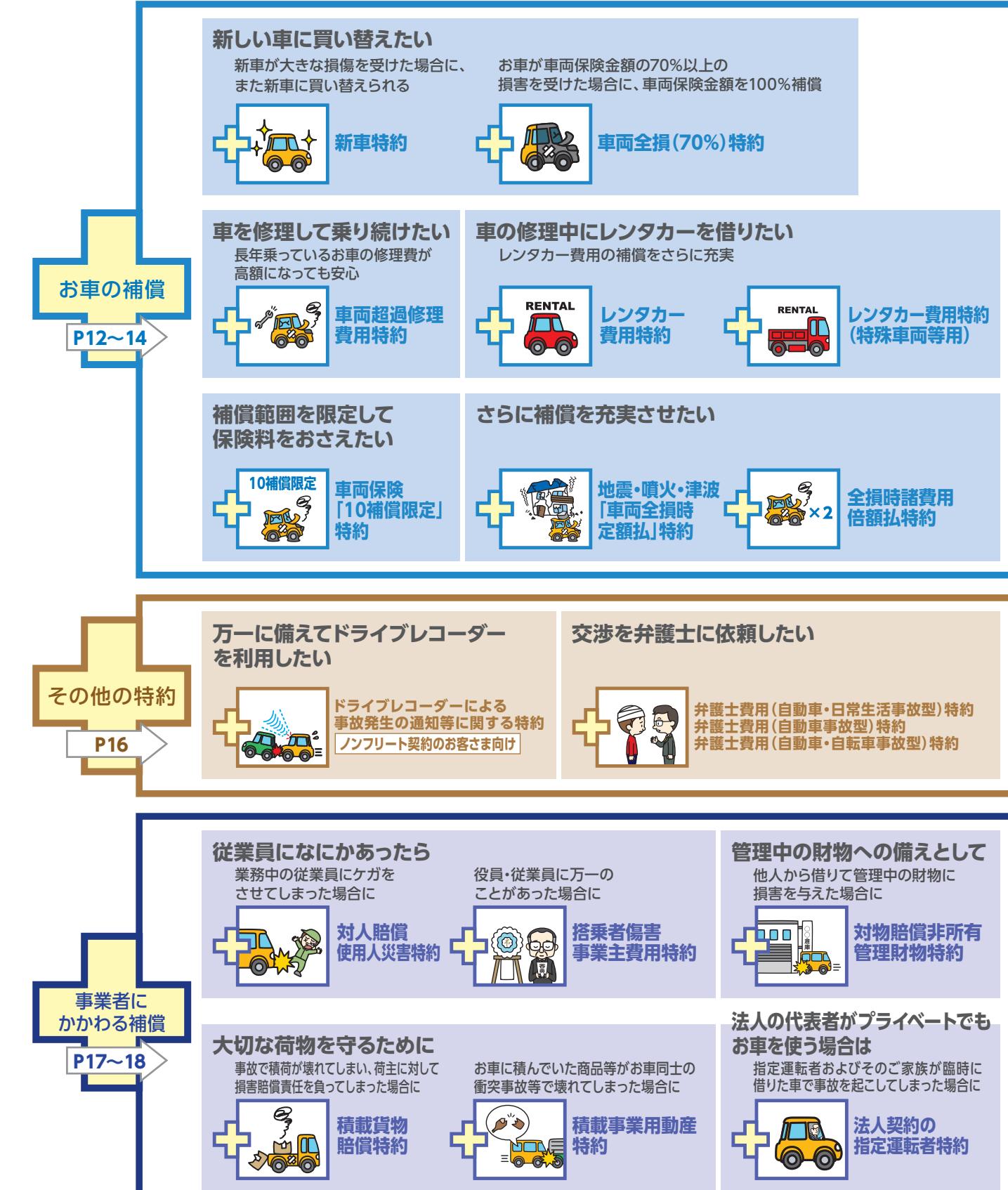
(注3) 車両保険付きノンフリート契約に自動セットされます。ただし、車両保険「7補償限定」特約と同時にセットできません。

(注4) ノンフリート契約に自動セットされます。ただし、対人賠償保険のみセッする場合は、任意セットです。対人賠償保険のみセッする場合でご契約のお車が二輪自動車または原動機付自転車のときは「移動費用対象外特約」が自動セットされます。

(注5) フリート契約の場合は任意セットです。

**ロードサービス** **その他の特約** の **基本的な補償** に加え、  
に応じた補償プランをご提案します。

事業活動に伴うリスクやニーズに応じてお選びいただける **オプションの特約**



※自動セット特約はご契約時のお申出にかかわらず、ご契約条件に応じて自動的にセットされます。セット条件の詳細は、各補償・特約の概要ページをご確認ください。

# 相手への賠償



## 対人賠償保険

すべてのご契約にセットしていただけます。

### 保険金をお支払いする場合

相手の方にケガをさせてしまい法律上の損害賠償責任を負った場合に、自賠責保険等により支払われるべき金額を超えた治療費や慰謝料、働けない間の収入などを補償します。万一、死亡された場合や後遺障害が発生した場合も補償します。

### 保険金をお支払いしない主な事例

仕事で社有車を運転中に同僚にぶつかりケガをさせてしまった

示談交渉サービス付 基本的な補償



## おケガの補償



補償・特約の詳細は  
『<パンフレット別冊>主な補償・特約のご説明』  
をご確認ください!



基本的な補償



## 対物賠償保険

すべてのご契約にセットしていただけます。

### 保険金をお支払いする場合

相手の方の車や電柱、塀などに損害を与えてしまい法律上の損害賠償責任を負った場合の修理費や、ご契約のお車が線路に立入り、電車等を運行不能にしてしまったときの振替輸送費用等を補償します。

### 保険金をお支払いしない主な事例

- 会社の駐車場で他の社有車にぶつかり壊してしまった
- 会社のトラックが自社工場にぶつかり建屋を壊してしまった

示談交渉サービス付 基本的な補償

## 人身傷害保険

すべてのご契約にセットしていただけます。

### 保険金をお支払いする場合

ご契約のお車に搭乗中の事故で自身や同乗者の方がケガをされた場合に、治療費はもちろん、働けない間の収入や精神的損害などを補償します。万一、ケガをして死亡された場合や後遺障害が発生した場合も補償します。

### 保険金をお支払いしない主な事例

車を運転中に心神喪失となり事故が発生し、自分がケガをしてしまった



記名被保険者が個人のお客さまの場合、自動車事故特約 別冊 をセットすると<sup>(注1)</sup>、ご契約のお車の事故だけでなく、歩行中に自動車にはねられた場合なども補償します。

事故の種類	ご契約のお車の事故	自動車事故	
主な事故例	ご契約のお車に搭乗中の事故でケガをした	ご契約のお車以外の自動車 <sup>(注2)</sup> に搭乗中の事故でケガをした	歩行中に自動車にはねられケガをした
人身傷害保険	○	×	×
自動車事故特約をセット	○	○	○

(注1) 記名被保険者が法人のお客さまの場合で、法人契約の指定運転者特約をセットするときは、自動車事故特約が自動セットされます。

(注2) 記名被保険者、その配偶者またはそれらの方の同居の親族が所有または常時使用するお車は除きます。

(注3) 他車運転特約 P15 等で補償されるケースがあります。

\*自動車事故特約をご契約のお車以外の自動車保険にもセットした場合は、補償が重複しますので、補償内容をご確認ください。P19



## 対物超過修理費用特約

基本的な補償

対物賠償保険付き契約に自動セットされます。

ただし、「記名被保険者が法人」または「ご契約のお車が二輪自動車・原動機付自転車」の場合は、任意にセットしていただけます。

### 保険金をお支払いする場合

相手の方の車の修理費が時価額を上回り、対物賠償保険で十分に補償できない場合に50万円を限度に保険金をお支払いします。ただし、相手の方の車が事故日の翌日から起算して6か月以内に修理完了された場合に限ります。



## 示談交渉サービス

- (注1)一方的に追突された場合など、被保険者に法律上の損害賠償責任が発生していない場合は、弁護士費用に関する特約 P16 をセットしていれば、交渉を弁護士に依頼する費用が補償されます。
- (注2)対人事故は対人賠償保険をセットした場合、対物事故は対物賠償保険をセットした場合に限ります。



## 傷害一時金(1万円・10万円)特約

基本的な補償

人身傷害保険付き契約にセットしていただけます。

### 保険金をお支払いする場合

人身傷害保険で保険金をお支払いする事故によりケガをして事故日からその日を含めて180日以内に治療を要し、入院または通院した場合に、入院または通院した実治療日数の合計が1日以上5日未満であれば1万円、5日以上であれば10万円を傷害一時金としてお支払いします。



### 傷害一時金(1万円・10万円)倍額払特約 別冊

傷害一時金(1万円・10万円)特約の保険金の額を2倍にして、傷害一時金をお支払いします。

オプションの特約



# おケガの補償



紹介ネットワーク

保険金をお支払いする場合に、ご希望により当社提携業者をご紹介します。

## たとえば

バリアフリーり  
フォーム事業者、  
ホームヘルパーや  
ベビーシッター等

## 入院・後遺障害時における人身傷害諸費用特約

## 基本的な補償

人身傷害保険付きノンフリート契約に自動セットされます。  
ただし、「記名被保険者が法人」または「ご契約のお車が二輪自動車・原動機付自転車」の場合は、任意にセットしていただけます。

## 保険金をお支払いする場合

事故により入院したり、重い障害が発生した場合に必要なさまざまな費用を補償します。

**<入院時人身傷害諸費用>** ※被保険者1名につき、以下それぞれの費用を合計して200万円を限度とします。

家事や介護、育児またはペット<sup>(注)</sup>の世話をする方が事故で入院した場合、または入院した方に付き添う場合にかかる費用等をお支払いします。

(注)世話をしている方の個人の住居で飼っている犬または猫をいいます。

家事・介護・育児やペットの世話も安心です					
ホームヘルパー 雇用費用		ベビーシッター 雇用費用		ペットシッター 雇用費用	
1日あたりそれぞれ2万円を限度にお支払い		合計して1日あたり2万円を限度にお支払い		合計して1日あたり2万円を限度にお支払い	
<b>個室でゆっくり治療に専念できます</b>					
差額ベッド 費用		別の病院へ転院するための交通費等を受け取れます			
1日あたり2万円を限度にお支払い		転院1回分かつ100万円を限度にお支払い			

## &lt;後遺障害時人身傷害諸費用&gt;

事故により重い障害が発生してしまった場合に、リハビリにかかる費用や福祉車両等の購入費用、ご自宅の改造費用等をお支払いします。

費用を気にせずリハビリに専念できます	福祉車両や電動車いす等を購入できます	自宅をバリアフリーに改造できます
リハビリテーション 訓練等費用  被保険者1名につき 訓練期間1か月あたり5万円をお支払い	福祉機器等 取得費用  被保険者1名につき500万円を限度にお支払い	住宅改造 費用  被保険者1名につき500万円を限度にお支払い

## こんな場合にお役に立ちます

●一般病室ではほかの患者さんに気を遣うことが多く、眠れないこともあります。が、個室を利用できたおかげで、治療に専念することができました。

●妻が事故で入院して、私も毎日のように病院へ行って付き添つたため、家事の人手が足りなくなってしまいました。  
ホームヘルパーを雇う費用が補償されたので、安心して妻が退院するまで付き添うことができました。

## ワンポイント①

## 個室を利用した場合…

全国平均で差額ベッド費用は、  
1日あたり約8,000円<sup>(注)</sup>

(注)厚生労働省「主な選定療養に係る報告状況」(2020年)より



## ワンポイント②

## ホームヘルパーサービスを利用した場合…

平均的な利用金額は、  
1回あたり約8,600円<sup>(注)</sup>

(注)総務省統計局「家計調査(2020年)」を基に算出

# お車の補償



## 車両保険

すべてのご契約にセットしていただけます。

## 保険金をお支払いする場合

事故でご契約のお車が壊れてしまった場合に、修理費等を補償します。

## ⚠️ 保険金をお支払いしない主な事例

- パンク等、タイヤにのみ損害が発生した
- ご契約のお車が故障して動かなくなった

## ワンポイント 車両保険には、車両価額協定保険特約 別冊 が自動セットされます。

ご契約のお車と同じ用途車種・型式等で、同じ程度に消耗した自動車の市場販売価格相当額を保険金額として、車両保険金をお支払いします。  
※ご契約のお車が自家用8車種以外の場合またはレンタカーの場合で、車両価額協定保険特約の不適用に関する特約をセットしたときは、この特約は適用されません。



**車両保険「10補償限定」特約 別冊** をセットすると、補償の対象となる事故の範囲が次の表のとおり限定されます。

補償する事故 (主な事故例)	①相手自動車との衝突・接触	②自動車によるあて逃げ	③ご契約のお車の所有者が所有する別の自動車との衝突・接触	④火災・爆発	⑤盗難 <sup>(注1)</sup>	⑥騒擾・労働争議に伴う暴力行為または破壊行為	⑦台風・竜巻・洪水・高潮
一般補償	○	○	○	○	○	○	○
10補償限定	○	○	○	○	○	○	○
補償する事故 (主な事故例)	⑧落書き、いたずら、窓ガラス破損	⑨飛来中または落下中の他物との衝突	⑩その他の偶然な事故 <sup>(注2)</sup>	⑪歩行者・自転車・動物 <sup>(注3)</sup> との衝突・接触	⑫電柱・ガードレール等との衝突	⑬墜落・転覆	⑭地震・噴火・津波
一般補償	○	○	○	○	○	○	○
10補償限定	○	○	○	×	×	×	×

(注1) ご契約のお車が二輪自動車または原動機付自転車の場合、盗難によって発生した損害については、車両保険をお支払いしません。

(注2) 塗料や油等の液体がかかったことによる汚損、積雪による損害等をいい、①～⑨および⑪～⑯に該当する事故を除きます。

(注3) 動物が社会通念上跳躍中と解される状態で衝突・接触した場合を含みます。ただし、崖等の高所より落下中の動物との衝突は、「⑨飛来中または落下中の他物との衝突」に含みます。

車両保険では、「地震・噴火またはこれらによる津波」によって発生した損害について、車両保険金をお支払いしません。

ただし、地震・噴火・津波「車両全損時定額払」特約 別冊 をセットした場合は、「地震・噴火またはこれらによる津波」によってお車が全損となったときに50万円をお支払いします。(車両保険金額が50万円未満の場合は車両保険金額を保険金としてお支払いします。) ぜひ、地震・噴火・津波「車両全損時定額払」特約のセットをご検討ください。

\*地震・噴火・津波「車両全損時定額払」特約は車両保険(一般補償)にのみセットしていただけます。なお、ご契約のお車が「二輪自動車、原動機付自転車、農耕作業用自動車、特種用途自動車(キャンピング車以外)およびA種・B種工作車」の場合はセットしていただけません。

\*車両保険「10補償限定」特約よりも補償の対象となる事故の範囲を限定した、車両保険「7補償限定」特約 別冊 もご用意しています。

Q



車両保険は  
どんな時に  
役立ちますか?

A



車両保険は自損事故やお車同士の事故だけでなく、地震・噴火またはこれらによる津波等を除く自然災害による損害や、物の飛来・落下事故等の相手に損害賠償を請求する事が困難な場合でも補償します。万一に備えて車両保険をセットしておくことが大切です!

事例1：台風で社有車が水没してしまった…  
台風・竜巻・洪水・高潮では、自動車の修理費が高額になるケースがあります。  
⇒修理費が高額でも車両保険で安心!

補償・特約の詳細は  
『<パンフレット別冊>主な補償・特約のご説明』  
をご確認ください!



## 基本的な補償

一般的に、相手の故意などによって物が飛ばされてきたことを立証しない限り、損害賠償金を請求できません。  
⇒車両保険で安心!



# お車の補償



## 車両保険無過失事故特約

車両保険付きノンフリート契約に自動セットされます。

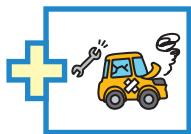
### 補償の概要

一方的に追突された場合や、ご契約のお車の欠陥等により本来の仕様とは異なる事象が起きて事故が発生した場合など、お客さまに過失がないときに、継続契約の等級および事故有係数適用期間に影響することなく、車両保険金を受け取れます。

※1 相手自動車およびその運転者または所有者が確認できた場合の事故に限ります。

※2 車両保険において、免責金額を増額方式で設定している場合、次回事故時の免責金額の決定においても事故件数に数えません。

### 基本的な補償



## 車両超過修理費用特約

ご契約のお車が自家用8車種の場合で、始期日の属する月が初度登録(初度検査)年月の翌月から起算して25か月を超える車両保険付き契約にセットしていただけます。

### 保険金をお支払いする場合

ご契約のお車が事故に遭って、修理費用が高額になり車両保険金額を上回る場合、その差額について30万円を限度にお支払いします。ただし、事故日の翌日から起算して6か月以内に修理完了した場合に限ります。

### オプションの特約

## 全損時諸費用特約

### 基本的な補償



車両保険付き契約にセットしていただけます。

### 保険金をお支払いする場合

ご契約の車両保険で車両保険金をお支払いする事故でご契約のお車が全損となった場合に、廃車や買替時の諸費用として車両保険金額の10%（20万円限度）をお支払いします。ただし、車両保険金額が100万円以下の場合は、10万円をお支払いします。

より手厚く備えるなら…



### 全損時諸費用倍額払特約 別冊

### オプションの特約

全損時諸費用特約の保険金の額を2倍にして全損時諸費用保険金をお支払いします。



## レンタカー費用特約

### オプションの特約

ご契約のお車が自家用8車種の場合で、ロードサービス費用特約付き契約にセットしていただけます。

### 保険金をお支払いする場合

**ロードサービス費用特約**別冊で補償の対象とならない場合（事故に遭い、走行はできるが修理が必要なケース等）に、最大30日間、1日あたり保険金日額を限度にレンタカーを借りる費用を補償します。なお、保険金日額は3,000円～20,000円の範囲で1,000円単位で設定できます。

### ワンポイント レンタカーにかかる費用の目安(お客さまご自身で手配された場合)

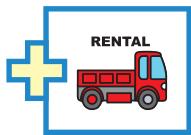
お車の種類(用途車種)	1日借りた場合の料金(24時間まで)	15日間借りた場合の料金
総排気量660cc(自家用軽四輪乗用車)	6,820円	86,900円
総排気量1500cc(自家用小型乗用車)	9,900円	125,400円
総排気量2500cc(自家用普通乗用車)	15,400円	184,800円

Aレンタカー社2021年4月現在料金例(税込)



## 新車特約

### オプションの特約



## レンタカー費用特約(特殊車両等用)

### オプションの特約

ご契約のお車が「自家用8車種、二輪自動車、原動機付自転車、営業用乗用車、営業用貨物車、営業用バス、農耕作業用自動車」以外のロードサービス費用特約付き契約にセットしていただけます。

### 保険金をお支払いする場合

事故や故障またはバッテリー上がり等の走行障害によりご契約のお車が走行できなくなったり、使用できなくなった場合に、1日あたり保険金日額を限度にレンタカーを借りる費用を補償します。事故の場合は最大30日間、故障または走行障害の場合は、最大15日間補償します。なお、保険金日額は3,000円～20,000円の範囲で1,000円単位で設定できます。



**車両保険** P12 をセットした場合、車両保険金のお支払いの際に免責金額が発生します。(注1)

定額方式	1回目の事故に適用される免責金額と2回目以降の事故に適用される免責金額が同じ金額	事故の回数にかかわらず	0円(なし)・5万円・7万円・10万円・15万円・20万円	のいずれか
増額方式 <sup>(注2)(注3)</sup>	1回目の事故に適用される免責金額より2回目以降の事故に適用される免責金額が高い金額	1回目の事故	0円(なし)・5万円	のいずれか
		2回目以降の事故	10万円	

(注1) 二輪自動車、原動機付自転車および農耕作業用自動車は定額方式のみお選びいただけます。設定いただける免責金額は、二輪自動車は5万円・7万円・10万円・15万円、原動機付自転車および農耕作業用自動車は1万円・5万円・7万円・10万円となります。また、フリート契約および「レンタカーまたは教習用自動車」をご契約のお車とするノンフリート契約は、増額方式でお引き受けできません。

(注2) 「1回目0円～2回目以降10万円」とした場合の保険料と、「1回目5万円～2回目以降10万円」とした場合の保険料の差額が5万円を超えるときは、「1回目0円～2回目以降10万円」はお選びいただけません。

(注3) 「1回目」「2回目」といった事故の回数は、保険期間ごとに数えます。新長期保険料分割払特約をセットしたご契約の場合は、1保険年度ごとに数えます。「ノーカウント事故」は事故件数に数えません。事故の区分は P21 をご参照ください。

※保険金額やセットする特約等によって、取扱いが異なる場合があります。



## 車両全損(70%)特約

### オプションの特約

ご契約のお車が自家用8車種の場合で、車両保険付き契約(車両保険金額が50万円以上)にセットしていただけます。

### 保険金をお支払いする場合

ご契約のお車が事故に遭って、損害が車両保険金額の70%以上となった場合に全損とみなして車両保険金を満額お支払いします。ただし、ご契約のお車の所有権を当社が取得することにお客さまが同意された場合に限ります。



補償・特約の詳細は  
【パンフレット別冊】主な補償・特約のご説明  
をご確認ください!



# その他の特約



## 他車運転特約

ご契約のお車が自家用車種で、記名被保険者が個人のご契約、または法人契約の指定運転者特約がセットされているご契約に自動セットされます。

### 保険金をお支払いする場合

友人や知人などから臨時に借りた車を運転中の事故について、対人賠償保険、対物賠償保険、人身傷害保険および車両保険のうち、ご契約にセットされている補償の保険金をお支払いします。また、臨時に借りた車の保険に優先して保険金をお支払いすることができます。

#### ⚠️ 保険金をお支払いしない主な事例

友人から借りて常時使用している車を運転中に事故を起こしてしまった

ご契約のお車が二輪自動車・  
原動機付自転車の場合は…



### 他車運転(二輪・原付)特約 別冊

友人や知人などから臨時に借りたバイクを運転中の事故について、ご契約にセットされている補償の保険金をお支払いします。

### 基本的な補償



### ノンフリート契約のお客さま向け



## 臨時代替自動車特約

すべてのご契約に自動セットされます。

### 保険金をお支払いする場合

ご契約のお車が整備、修理、点検等のために使用できない間に、臨時に借りた車を使用中の事故について、対人賠償保険、対物賠償保険、人身傷害保険および車両保険のうち、ご契約にセットされている補償の保険金をお支払いします。また、臨時に借りた車の保険に優先して保険金をお支払いすることができます。



## 不正アクセス・車両の欠陥等による事故の被害者救済費用特約

### 基本的な補償

対人賠償保険または対物賠償保険付き契約に自動セットされます。

### 保険金をお支払いする場合

ご契約のお車の欠陥や不正アクセス等により、相手の方にケガをさせてしまった場合や相手の方の車等に損害を与えていた場合、または誤って線路へ立入り電車を運行不能にしてしまった場合で、お客様に法律上の損害賠償責任がなかったときに、被害者救済費用保険金をお支払いします。



## 心神喪失等による事故の被害者救済費用特約

### 基本的な補償

対人賠償保険または対物賠償保険付き契約に自動セットされます。

### 保険金をお支払いする場合

ご契約のお車の使用により、相手の方にケガをさせてしまった場合や相手の方の車等に損害を与えていた場合、または誤って線路へ立入り電車を運行不能にしてしまった場合で、ご契約のお車の運転者が心神喪失等であったために法律上の損害賠償責任がなかったときに、被害者救済費用保険金をお支払いします。

Q



A



はい。

万一、認知症の方が事故を起こし、監督義務者の方に損害賠償責任が及ぶ場合でも、**監督義務者の方が対人賠償保険、対物賠償保険の被保険者に含まれております**ので、安心です。

さらに

監督義務者の方がいない場合に、被害者の方が十分な補償を受けられないケースもあります。このような場合でも被害者の方に十分な補償を提供できるように**心神喪失等による事故の被害者救済費用特約**が自動セットされており、さらに安心です。

最近、認知症やてんかん等を原因とした自動車事故が増えていますが、これらの事故の場合でも補償はできますか？



### ノンフリート契約のお客さま向け

## ドライブレコーダーによる事故発生の通知等に関する特約

オプションの特約

リースカーの自動車保険に関する特約をセットする場合を除き、ご契約のお車が「二輪自動車、原動機付自転車、農耕作業用自動車、特種用途自動車(キャンピング車以外)およびA種・B種工作車」以外のノンフリート契約にセットしていただけます。

### サービスの概要

万一事故が発生し、ご契約のお車に取り付けた専用ドライブレコーダーが事故による衝撃を検知したとき、その情報を当社が受信します。当社から発信した電話連絡等に応じることで事故の通知が行われたものとみなします。



**ドライブレコーダーによる事故発生の通知等に関する特約**をセットすると、「見守るクルマの保険(プレミアム ドラレコ型)」(一般用)または「見守るクルマの保険(ドラレコ型)」(一般用)として、事故時や安全運転をサポートする各種サービスをご利用いただけます。 サービスの詳細は▶ P4

プレドラ



### 紹介ネットワーク

保険金をお支払いする場合に、ご希望により弁護士をご紹介します。

## 弁護士費用(自動車・日常生活事故型)特約

オプションの特約

記名被保険者が個人のご契約にセットしていただけます。

### 保険金をお支払いする場合

日常生活全般の事故で相手との交渉を弁護士に依頼する場合、300万円を限度に弁護士・損害賠償請求等費用保険金をお支払いします。また、弁護士、司法書士または行政書士に法律相談を行う場合に、10万円を限度に法律相談費用保険金をお支払いします。

#### ⚠️ 保険金をお支払いしない主な事例

離婚する際の慰謝料等について弁護士に相談した

## 弁護士費用(自動車事故型)特約

オプションの特約

すべてのご契約にセットしていただけます。

### 保険金をお支払いする場合

弁護士費用(自動車・日常生活事故型)特約の補償の対象となる事故の範囲を、お車での事故に限定してお支払いします。

上記のほか、弁護士費用(自動車・日常生活事故型)特約の補償対象となる事故の範囲を、お車および自転車での事故に限定する**弁護士費用(自動車・自転車事故型)特約**<sup>(注1)</sup>があります。

弁護士費用に関する特約の補償範囲	日常生活事故	
	自動車事故 <sup>(注2)</sup>	自転車事故
自動車に一方的に追突されたなどの事故で、ケガをしたり、所有物が壊れたりした	歩行中などに自転車に追突され、ケガをしたり、所有物が壊れたりした	日常生活で被害事故に遭って、ケガをしたり、所有物が壊れたりした
弁護士費用(自動車・日常生活事故型)特約	○	○
弁護士費用(自動車事故型)特約	○	×
弁護士費用(自動車・自転車事故型)特約 <sup>(注1)</sup>	○	○

(注1) 記名被保険者が個人のご契約で、自転車賠償特約別冊付き契約にセットしていただけます。

(注2) ご契約のお車等で事故に遭い、過失がないにもかかわらず相手の方から訴えられた場合に対応するための費用も補償します。

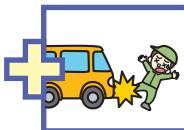
### ワンポイント ご存知ですか？

- 一方的に追突された場合など、**お客様に過失がない場合、保険会社は示談交渉を行うことができません**。弁護士費用に関する特約では、そのようなときに交渉を弁護士に依頼する費用を補償します。
- 弁護士に交渉を依頼する費用は高額になる場合があります。万一に備え、弁護士費用に関する特約をセットすると安心です。

<金額例> 交通事故に遭ってケガをしたため、相手方との交渉を弁護士に依頼したところ、最終的に500万円の損害賠償金を受け取った。	着手金: 500万円×5% + 9万円 = 34万円 報酬金: 500万円×10% + 18万円 = 68万円 弁護士費用: 102万円+税
---	--

# 事業者にかかる補償

従業員になにかあつたら…



## 対人賠償使用者災害特約

記名被保険者が事業者(法人または個人事業主)の対人賠償保険付き契約にセットしていただけます。

### 保険金をお支払いする場合

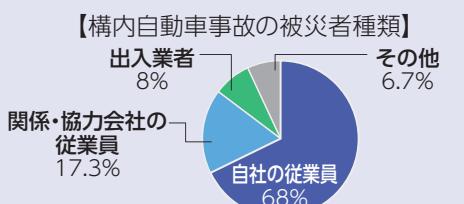
対人賠償保険の補償範囲を拡大し、業務中の従業員にケガをさせてしまった場合等に、対人賠償保険金をお支払いします。

#### ワンポイント ご存知ですか?

事業場構内で発生した自動車事故の被災者のうち、約70%が自社従業員であると報告されています。万一の事故に備え、対人賠償保険の補償範囲を拡大すると安心です。

(出典:中央労働災害防止協会発行「構内(屋外)交通災害調査報告書(平成13年8月)」より)

オプションの特約



大切な荷物を守るために…



## 積載貨物賠償特約

ご契約のお車が「営業用普通貨物車、営業用小型貨物車、営業用軽四輪貨物車」で、記名被保険者が事業者(法人または個人事業主)の対物賠償保険付き契約にセットしていただけます。

### 保険金をお支払いする場合

衝突等の事故によりご契約のお車とともに、運送中の積載貨物に損傷が発生し、荷主に対する損害賠償責任を負った場合に、損害賠償額から免責金額(7万円)を差し引いた額について、500万円を限度に対物賠償保険金をお支払いします。ただし、引越荷物または個人所有の家財については1点あたり30万円を限度とします。

#### ⚠️ 保険金をお支払いしない主な事例

急ブレーキにより、荷台の積荷にのみ損害が発生した

オプションの特約

こんな場合にお役に立ちます



貨物の運送中に横転事故を起こし、運送していた貨物も損壊してしまいました。荷主から損害賠償金(300万円)を請求されました。ただし、積載貨物賠償特約をセットしておいたため、保険金を受け取ることができ助かりました。

オプションの特約

## 積載事業用動産特約

ご契約のお車が自家用8車種で、記名被保険者が事業者(法人または個人事業主)の車両保険付き契約にセットしていただけます。

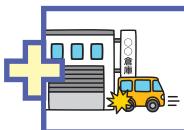
### 保険金をお支払いする場合

車両保険金をお支払いする事故により、ご契約のお車の車室内やトランク内に収容等された事業用動産(商品等)に損害が発生した場合に修理費等から免責金額(5,000円)を差し引いた額について、保険金額を限度に損害保険金をお支払いします。ただし、保険金のお支払いは、保険期間中1回に限ります。

#### ⚠️ 保険金をお支払いしない主な事例

ご契約のお車に積んでいた商品が盗まれてしまった

管理中の財物への備えとして…



## 対物賠償非所有管理財物特約

ご契約のお車が「A種工作車(クレーン・ショベル付)」以外で、記名被保険者が事業者(法人または個人事業主)の対物賠償保険付き契約にセットしていただけます。

### 保険金をお支払いする場合

対物賠償保険の補償範囲を拡大し、取引先等から借りて使用または管理中の建物等の財物に損害を与えてしまった場合に、対物賠償保険金をお支払いします。

オプションの特約

#### 補償対象とならない主な事例



法人の代表者がプライベートでもお車を使う場合は…



## 法人契約の指定運転者特約

記名被保険者が法人のご契約にセットしていただけます。

### 保険金をお支払いする場合

ご契約時に設定した「指定運転者」(法人の代表権を持つ方)およびそのご家族について、臨時に借りた車を運転中の事故や、ご契約のお車に搭乗中以外の自動車事故によるおケガについて補償します。

※補償内容が同様の保険契約(当社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合は、補償が重複することがあります。 P19

こんな場合にお役に立ちます



先日、プライベートでゴルフに行った際に、友人の車を運転して事故を起こしてしまいました。でも、法人契約の指定運転者特約をセットしていたおかげで、他車運転特約で補償されたため本当に助かりました。

オプションの特約

「労働者災害補償制度等で、従業員のケガに対する備えは十分!」そんなお客様は、傷害従業員就業中対象外特約をセットすると、保険料を節約することができます。補償内容等の詳細は、「ご契約のしおり(普通保険約款・特約)」をご確認ください。

補償・特約の詳細は  
【パンフレット別冊】主な補償・特約のご説明  
をご確認ください!



# 補償・特約に関するご注意事項

## ⚠ 保険金をお支払いしない主な場合

基本となる補償において、保険金をお支払いしない主な場合は次のとおりです。

当社ホームページ (<https://www.ms-ins.com>) に掲載している『<パンフレット別冊>主な補償・特約のご説明』<sup>P2</sup> もあわせてご確認ください。なお、詳しくは『ご契約のしおり(普通保険約款・特約)』をご確認ください。

### <すべての補償項目に共通>

- 地震・噴火またはこれらによる津波によって発生した損害
- ご契約のお車を競技・曲技等のために使用すること、または、これらを行うことを目的とする場所において使用することによって発生した損害

### <相手への賠償> 対人賠償保険 対物賠償保険

- 保険契約者、被保険者等の故意によって発生した損害
- 台風、洪水、高潮によって発生した損害
- 次のいずれかに該当する方などが死傷された場合、またはそれらの方が所有、使用もしくは管理する財物が損壊した場合、またはそれらの方が所有、使用もしくは管理する軌道上を走行する陸上の乗用具が運行不能になった場合
  - ・ご契約のお車を運転の方またはその配偶者
  - ・ご契約のお車を運転の方の父母またはお子さま。ただし、ご契約のお車を運転の方またはその配偶者と同居している場合に限ります。

### <おケガの補償> 人身傷害保険

- 被保険者の故意または重大な過失によって、その本人に発生したケガによる損害
- 無免許運転、酒気帯び運転、麻薬等の影響で正常な運転ができないおそれのある状態で運転している場合に、その本人に発生したケガによる損害

### <お車の補償> 車両保険

- 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失によって発生した損害
- 無免許運転、酒気帯び運転、麻薬等の影響で正常な運転ができないおそれのある状態で運転している場合に発生した損害
- 欠陥・摩滅・腐食・さび、その他自然消耗による損害、故障損害
- 取り外された部分品・付属品に発生した損害、定着されていない付属品の単独損害、タイヤの単独損害、法令により禁止されている改造を行った部分品・付属品に発生した損害

## ⚠ 補償の重複についてご確認ください

### 記名被保険者が個人のお客さま向け

ご家庭において2台以上の自動車保険をご契約されている個人のお客さまの場合、それぞれのお車のご契約に、以下に記載している特約(ご本人とご家族が補償の対象となる特約)をセットしていると補償が重複している可能性があります。この場合、補償が重複している部分の保険料を節約できるケースがありますので、ご家族のお車のご契約もまとめてご相談ください。

**【それぞれの特約のセット例】** NF : ノンフリート契約が対象です。 F : フリート契約が対象です。

夫婦とお子さま1人の3人家族が、父(ご本人)と同居のお子さまでお車を2台お持ちの場合

それぞれの特約の補償範囲については、『<パンフレット別冊>主な補償・特約のご説明』をご覧ください。

	1台目 父(ご本人)	2台目 同居のお子さま
車外での事故によるケガ <sup>(注1)</sup>	●自動車事故特約	NF F
日常生活における損害賠償 <sup>(注2)</sup>	●日常生活賠償特約 ●自転車賠償特約	NF
交渉を弁護士に依頼する費用 <sup>(注3)</sup>	●弁護士費用(自動車・日常生活事故型)特約 ●弁護士費用(自動車事故型)特約 ●弁護士費用(自動車・自転車事故型)特約	NF F
原動機付自転車に搭乗中の事故	●ファミリーバイク(人身傷害型)特約 ●ファミリーバイク(自損・無保険車傷害型)特約	NF

(注1)自動車事故特約をセットしたご契約が2台以上あり、それぞれのご契約の人身傷害保険の保険金額が無制限以外の場合、補償が重複する部分については保険金額が増額されます。

(注2)日常生活賠償特約をセットしたご契約が2台以上あり、日本国外で発生した事故の場合、日常生活賠償特約の保険金額が増額されるケースがあります。

(注3)弁護士費用に関する特約をセットしたご契約が2台以上ある場合など、弁護士費用に関する特約の保険金額が増額されるケースがあります。

(注4)火災保険契約や傷害保険契約等、他の保険商品でも同様に補償される特約等があります。

## ご確認事項(運転する方の範囲／保険料)

お車の台数により、ご確認事項が異なります。

各項目に右記のマークを記載しておりますので、該当の箇所をご確認ください。

NF : ノンフリート契約が対象です。

F : フリート契約が対象です。

### 1. 運転する方の範囲(運転者を限定する特約と運転者年令条件の設定) NF

「ご夫婦だけ」が運転する場合など、お車を運転する方が決まっている場合には、運転者を限定したり、運転者年令条件を設定することにより保険料が変わります。

運転者を限定できるのは、記名被保険者が個人でご契約のお車が自家用(普通・小型・軽四輪)乗用車の場合、運転者年令条件を設定できるのは、ご契約のお車が自家用(普通・小型・軽四輪)乗用車、二輪自動車または原動機付自転車の場合です。

運転者限定特約にて運転者を限定した場合は限定した方が、運転者年令条件特約にて運転者年令条件を設定した場合は運転者年令条件を満たす方が、お車を運転中の事故に限り、保険金をお支払いします。

#### (1) 記名被保険者が個人の場合

①自家用(普通・小型・軽四輪)乗用車の場合は、次のチャートを参考にお決めください。

①～⑤について、お車を運転する方をすべてチェック  したうえで、最も右の  の方から ↓ を進んでください。

#### Q1 どなたが運転されますか?



#### Q2 運転者限定特約のセットについて、ご確認ください。

本人・配偶者限定と  
することができます

運転者限定特約はセットできません。  
次のQ3にお進みください。

#### Q3 お車を運転する最も若い方の年令はおいくつですか? その方にあわせて運転者年令条件を設定してください。

①および②の 最も若い方の 年令にあわせて	①～③の最も 若い方の 年令にあわせて	①～④の最も 若い方の 年令にあわせて	①～④の最も 若い方の 年令にあわせて
-----------------------------	---------------------------	---------------------------	---------------------------

こちらの3つからお選びください

年令を問わず補償	21才以上補償	26才以上補償
----------	---------	---------

運転者限定、運転者年令条件を満たす方が、お車を運転中の事故に限り、保険金をお支払いします。

⑤に該当する方については、運転者  
限定特約をセットしない場合、運転者  
年令条件にかかわらず補償します。

②二輪自動車または原動機付自転車の場合は、運転する次の方のうち、最も若い方の年令にあわせて、  
運転者年令条件を設定してください。

記名被保険者  
記名被保険者の配偶者  
「記名被保険者またはその配偶者」の同居の親族  
上記の方が営む事業に従事中の従業員

最も若い方の年令にあわせて  
こちらの3つ<sup>(注)</sup>からお選びください

運転者年令条件 年令を 問わず補償	21才以上 補償	26才以上 補償
-------------------------	-------------	-------------

(注)ご契約のお車が原動機付自転車の場合は、「年令を問わず補償」「21才以上補償」のいずれかをお選びください。

#### (2) 記名被保険者が法人の場合

ご契約のお車が自家用(普通・小型・軽四輪)乗用車、二輪自動車または原動機付自転車の場合は、運転する最も若い方の年令にあわせて運転者年令条件を設定してください。

※ご契約のお車が原動機付自転車の場合は、「年令を問わず補償」「21才以上補償」のいずれかをお選びください。

運転者年令条件 年令を 問わず補償	21才以上 補償	26才以上 補償
-------------------------	-------------	-------------





# 用語のご説明

このパンフレットにおいて使われる用語についてご説明します。

用語	説明
ア行 オプションの特約	事業活動に伴うリスクやニーズに応じてお選びいただける特約です。
カ行 解約日	保険期間の中途中で保険契約が解約された日をいいます。
基本的な補償	事故に遭われた場合に、多くの方のニーズに応える基本となる補償・特約をセッとした、当社がおすすめするご契約の基本プランです。 ※「基本的な補償」以外でご契約いただくこともできます。 詳しくはP7をご覧ください。
記名 被保険者	ご契約のお車を主に使用される方(注)で、保険証券・保険契約継続証に記載された被保険者をいいます。 (注) 主に使用される方とは、ご契約のお車を事実上自分の所有物とし、自由に支配・使用している方をいいます。
原動機付自転車	二輪の場合は原動機の総排気量が125cc以下または定格出力が1.00キロワット以下(原動機の総排気量が50cc超125cc以下または定格出力が0.60キロワット超1.00キロワット以下の側車付の二輪車は除きます。)のものをいい、他のものは原動機の総排気量が50cc以下または定格出力が0.60キロワット以下のものをいいます。
後遺障害	治療の効果が医学上期待できない状態であって、被保険者の身体に残された症状が将来においても回復できない機能的重大な障害に至ったものまたは身体の一部の欠損をいいます。ただし、被保険者が症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足る医学的他覚所見(注)のないものを除きます。 (注)脳波所見、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査、眼科・耳鼻科検査等により客観的に証明できる異常所見をいいます。
ご家族	記名被保険者の配偶者、「記名被保険者またはその配偶者」の同居の親族、「記名被保険者またはその配偶者」の別居の未婚のお子さまをいいます。
ご契約のお車	保険契約により保険の対象となる自動車であって、保険契約者の指定に基づき保険証券・保険契約継続証の「ご契約のお車」欄に登録番号等が記載されている自動車をいいます。
ご契約のお車の所有者	ご契約のお車を所有する方をいいます。ただし、ご契約のお車が所有権保留条項付売買契約により売買されている場合はその買主、ご契約のお車が1年以上を期間とする貸借契約(リース契約)により貸借されている場合はその借主をいいます。
ご契約のお車を所有する方	車両保険により補償を受けられる方(車両保険の被保険者)をいいます。通常、自動車検査証の所有者欄に氏名または名称が記載されている方をいいます。
サ行 時価額	損害が発生した地および時における同一の用途車種・車名・型式・仕様・年式で同じ損耗度(注)の自動車の市場販売価格相当額をいいます。 (注)時間の経過もしくは日常の使用に伴う消耗または劣化の程度をいいます。
自家用8車種	用途車種が、自家用(普通・小型・軽四輪)乗用車、自家用普通貨物車(最大積載量0.5トン超2トン以下・最大積載量0.5トン以下)、自家用(小型・軽四輪)貨物車、および特種用途自動車(キャンピング車)に該当する自動車をいいます。
始期日	保険期間の初日をいいます。
事故有係数適用期間	「事故有」の割増引率を適用する期間(始期日時点における残り年数)(注)のことを行います。 (注)事故有係数適用期間が0年の場合は、「無事故」の割増引率を適用します。
自動車	原動機付自転車を含みます。
修理費	損害が発生した地および時において、ご契約のお車を事故発生直前の状態に復旧するために必要な修理費(注)をいいます。この場合、ご契約のお車の復旧に際して、当社が部分品の補修が可能であり、かつ、その部分品の交換による修理費が補修による修理費を超えると認めたときは、その部分品の修理費は補修による修理費とします。 (注)事故発生時点における一般的な修理技法により、外観上・機能上・社会通念に照らし原状回復したと認められる程度に復旧するために必要な修理費用とし、消費税を含みます。なお、これ以外の格落ち等による損害は含みません。

## 万一、継続手続きを忘れてしまった場合

継続手続き特約をセットした場合、長期のお出かけなどで継続手続きを忘れたときでも補償を継続します。

- 口座振替等のキャッシュレスでご契約いただく場合、満期における継続手続きを忘れたこと等により補償がなくなることを防ぐために、継続手続き特約をセットしていただけます。  
※1 ノンフリート多数割引が適用されるご契約等、セットしていただけない場合があります。  
※2 フリート契約にはセットしていただけません。
- 満期日までに当社からこの特約を適用しない旨のご連絡(注1)を行わず、かつお客さまから継続する・しないについて申出がない場合(お客さまと連絡が取れない場合等)は、継続前のご契約内容に準じた条件で自動的に継続し、保険料の口座振替等も行います。(注2)ただし、自動的に継続した場合でも、ご契約条件等を確認させていただくため、ご連絡が取れ次第、取扱代理店とのお手続きが必要になります。  
(注1)過去の事故の発生状況によりご契約条件の見直しが必要な場合や、2年連続してお客さまと連絡が取れない場合等は、あらかじめ当社から特約を適用しない旨をご連絡します。この場合は、自動的に継続しません。  
(注2)所定の期日までに保険料が払い込まれなかった場合は、自動的に継続しません。
- 当社での継続を希望されない場合は、あらかじめ取扱代理店または当社にご連絡ください。

## 保険ができるエコ、はじめよう

eco保険証券とWeb約款をおすすめします!

ご契約内容や「ご契約のしおり(普通保険約款・特約)」は、パソコンやスマートフォン等からご契約者さま専用ページでご覧いただけます。ぜひ、ご活用ください。



ご契約時の選択	概要
eco保険証券・Web約款	書面の保険証券・保険契約継続証と『ご契約のしおり(普通保険約款・特約)』はお届けしませんが、代わりに「eco保険証券」のご利用方法を記載した『ご契約内容・確認方法のご案内(eco保険証券専用ハガキ)』(以下『専用ハガキ』といいます。)をお届けします。『専用ハガキ』に記載のご利用方法に沿って、当社ホームページから「ご契約者さま専用ページ」の利用登録を行い、ご契約内容をご確認ください。
Web約款	書面の『ご契約のしおり(普通保険約款・特約)』はお届けしませんが、書面の保険証券・保険契約継続証はお届けします。

「eco保険証券・Web約款」や「Web約款」を選択いただいた場合、当社は地球環境保護への取組等に寄付を行います。

※1 法人のご契約者さま向けには「法人eco保険証券」をご用意しています。詳細については、取扱代理店または当社までお問い合わせください。  
※2 一部のご契約については、eco保険証券とWeb約款をご選択いただくことができません。

## ご注意いただきたい事項

### 〈ご契約について〉

- 保険期間は原則1年間です。また、1年を超える長期契約や1年に満たない短期契約もご契約いただけます。
- 保険金額は、補償の種類ごとに保険金額を決めるものと、あらかじめ保険金額が決まっているものがあります。
- 満期返り金・契約者配当金はありません。
- ご契約の解約に際しては、ご契約時の条件により、ご契約の保険期間のうち未経過であった期間の保険料を解約返り金として返還いたしますが、始期日から解約日までの期間に応じて払込みいただくべき保険料の払込状況により追加のご請求をさせていただく場合があります。

### 〈共同保険の場合について〉

- 複数の保険会社による共同保険契約を締結される場合は、引受保険会社は引受割合または保険金額に応じ、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。また、当社は、幹事保険会社として他の引受保険会社の業務および事務の代理・代行を行います。(なお、共同保険の引受保険会社およびそれぞれの会社の引受割合は決定次第ご案内します。)

### 〈取扱代理店について〉

- 取扱代理店は、当社との委託契約に基づき、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の交付・契約の管理業務等の代理業務を行っています。したがって、取扱代理店にお申し込みいただき有効に成立したご契約は、当社と直接契約されたものとなります。

### 〈個人情報について〉

- ご契約に関する個人情報は、当社個人情報保護宣言(プライバシーポリシー)に基づき取り扱います。詳しくは、当社ホームページ(<https://www.ms-ins.com>)をご覧ください。

### 〈引受保険会社の経営が破綻した場合について〉

- 引受保険会社の経営が破綻した場合など保険会社の業務または財産の状況の変化によって、ご契約時にお約束した保険金・解約返り金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されたりすることがあります。引受保険会社が経営破綻に陥った場合の保険契約者保護の仕組みとして、「損害保険契約者保護機構」があり、当社も加入しております。自動車保険は「損害保険契約者保護機構」の対象となっておりますので、引受保険会社が破綻した場合でも、保険金・解約返り金等は80%まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故および破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は100%補償されます。

# 三井住友海上は事業者の皆さまをトータルサポートします!

事業活動にかかる  
自動車のリスクをカバー!



事業活動にかかる  
財物損害・休業損害リスクをカバー!



貨物輸送にかかる  
損害賠償のリスクをカバー!



事業活動にかかる従業員の  
ケガなどのリスクをカバー!



従業員のケガや病気にかかる  
所得喪失のリスクをカバー!



自動車  
事故  
の補償

財物損害  
・休業損害  
の補償

損害  
賠償  
の補償

工事中の  
財物損害  
の補償

貨物の  
賠償  
の補償

従業員の  
ケガなど  
の補償

事業活動にかかる  
損害賠償のリスクを  
カバー!

事業活動にかかる  
サイバーリスクを  
カバー!

工事にかかる  
財物損害のリスクをカバー!



※商品ラインナップ等の変更により、ご案内する商品が変更となる場合があります。



お客さまとともに  
地球環境保護に取り組んでいます。  
「eco保険証券・Web約款の推進」による紙の  
使用量の削減「リサイクル部品活用」による  
自動車修理など  
エコマーク認定番号 第10147006号

## 万一事故が起こった場合は

取扱代理店または事故受付センターまでご連絡ください。

24時間365日事故受付サービス「三井住友海上事故受付センター」

事故は 365日

0120-258-365(無料)

保険に関する相談・苦情・お問合わせは

「三井住友海上お客様デスク」

0120-632-277(無料)

「チャットサポートなどの各種サービス」

こちらからアクセスできます。

<https://www.ms-ins.com/contact/cc/>



## お車のトラブルで困った場合は

24時間365日充実のロードサービス

「おクルマQQ隊専用ダイヤル」

おクルマ QQ隊

0120-096-991(無料)

指定紛争解決機関

当社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人 日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。当社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人 日本損害保険協会にご相談いただき、解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター

0570-022-808【ナビダイヤル(全国共通・通話料有料)】

【受付時間】 平日 9:15~17:00(土日・祝日および年末年始を除きます)

詳しくは、一般社団法人 日本損害保険協会のホームページをご覧ください。(https://www.sonpo.or.jp/about/efforts/adr/index.html)

ご契約にあたっては、『重要事項のご説明』を必ずご確認ください。

三井住友海上火災保険株式会社

MS&AD INSURANCE GROUP

本店 〒101-8011 東京都千代田区神田駿河台3-9 三井住友海上 駿河台ビル  
(チャットサポートやよくあるご質問などの各種サービス)  
<https://www.ms-ins.com/contact/cc/>  
(お客様デスク) 0120-632-277(無料)

こちらから  
アクセスできます▶

● ご相談・お申込先